

石川県土木工事特記仕様書〔共通編〕

当該工事の対象は、○印の項目とする。

- | | | |
|----|--------------------------------------|---------------------|
| ① | 検査指定材料 | (約款第13条第2項) |
| ② | 見本資料指定材料 | (共通仕様書第2編第1章第2節第4項) |
| 3 | 資料指定工種 | (共通仕様書3-1-1-4第2項) |
| ④ | 段階確認指定工種 | (共通仕様書3-1-1-4第6項) |
| 5 | 立会い指定材料及び工種 | (約款第14条第1項及び2項) |
| 6 | 中間検査 | (共通仕様書1-1-1-22第8項) |
| ⑦ | 安全管理 | |
| ⑧ | 施工条件明示 | |
| ⑨ | 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実績表 | (共通仕様書1-1-1-18) |
| ⑩ | 使用機械 | |
| ⑪ | 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表(マニフェスト)制度 | (共通仕様書1-1-1-18第2項) |
| 12 | コンクリート構造物の品質確保 | |
| 13 | CALS/EC | |
| 14 | 工事における創意工夫等の実施状況や総合評価方式における技術提案の履行状況 | |
| 15 | 建設リサイクル法の対象工事 | |
| 16 | 自主施工工事の対象工事 | |

作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「石川県土木工事様式」及び「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

1 検査指定材料 (約款第13条第2項)

区 分	印	材 料 検 査 の 対 象 と な る も の
1. 不可視部分の材料		(1) 基礎工 (木杭、鋼杭、プレキャストコンクリート杭)
		(2) 矢板類 (木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板、PC矢板)
		(3) 胴木類 (胴木、鉄筋コンクリート胴木)
		(4) 管 類 (鋼管、コルゲートパイプ、鉄筋コンクリート管、 铸铁管、合成樹脂製管類、消雪パイプ)
		(5) 暗渠類 (プレキャストボックス)
		(6) 鉄筋類 (普通丸鋼、異形棒鋼)
		(7) 目地類 (止水板、目地板、タイバー、スリップバー、 チェアクロスバー)
		(8) 形鋼類 (トンネルの支保工材、基礎杭の補強材)
		(9) 網 類 (法面吹付等及び舗装用金網)
		(10) シート類 (河川海岸用の吸出し防止材、路盤紙)
		(11) アンカー類 (アンカーボルト、ロックボルト、タイロッド、 アンカーケーブル、定着材料)
		(12) マンホール類 (人孔用斜壁及び直壁)
		(13) 土壌改良材 (タンカル等の他肥料を含む)
		(14) 地盤改良材 (セメント系等)
		(15) 基盤材・種子類 (法面緑化)
2. 重要構造物の材料		(1) 橋 梁 類 (鋼橋及びPC橋の材料)
		(2) 落石及び防雪柵類 (落石防止柵、スノーシェッド、なだれ防止柵、 スノーシェルター)
		(3) 水 門 類 (ゲートの材料)
		(4) ポンプ及び原動機類
3. その他の材料	○	特に監督員が必要と認めるもの。

(注) 指定材料は、○印とする。

2 見本資料指定材料（共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

区 分	印	見本又は資料提出の対象となる材料
1. 見 本		(1) 塗 料 (鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装)
		(2) 捨 石 (港湾、海岸及び河川)
		(3) そ の 他 ()
2. 資 料 (検査指定材料以外のもの)		(1) コンクリート二次製品 ()
		(2) 形 鋼 類 ()
		(3) リサイクル製品 ()
		(4) リサイクル認定製品 ()
		(5) そ の 他 ()
3. その他の材料		(1) レディーミクストコンクリート (材料試験結果、配合の決定に関する資料)
	○	(2) アスファルト混合物 (次のうちいずれかを提出すること) ・アスファルト混合物事前審査認定書 (写) ・配合設計・試験練り結果報告書 ・実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 (小規模工事：500t未満あるいは2,000㎡未満)

(注) 指定材料は、○印とする。

3 資料指定工種（共通仕様書3-1-1-4第2項）

区 分	印	資料事前提出の対象となる工種
1. 資料の事前提出		(1) トンネル (両坑口間の基準点、中心線測量結果)
		(2) P C 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(3) 鋼 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(4) 道路維持 (路面切削計画図)
		(5) 薬液注入 (事前調査)
2. そ の 他		

(注) 指定工種は、○印とする。

4 段階確認指定工種（共通仕様書3-1-1-4第6項）

道路編

印	工種・個所	項目	確認時期	摘要
○	工事測量	位置	設定時	仮B・M、中心線等
	床掘	土質変化	確認時	重要構造物に影響するもの
	埋戻		開始時	各工種共通（重要構造物のみ）
	路床、路体盛土	出来形	完了時	路盤を連続して施工する場合
	路床盛土、下層路盤	ブルーフローリング実施状況	ブルーフローリング実施時	
	基礎杭工	出来形	打止め完了時	
	鉄筋	〃	組立て完了時	
	擁壁工	〃	埋戻前	H=1.0m以上3.5m未満
	道路横断構造物	〃	埋戻前	中間検査対象以外のもの
	法面整形工	〃	完了時	法覆工を連続して施工する場合
	法枠・法面緑化工	土質変化	整形完了時	
	鋼橋	トルク値	ボルト本締め時	
	P C 桁	緊張力	P C 鋼材緊張時	
	P C 鋼材の配置	出来形	組立て完了時	
	橋梁補修工	出来形	削孔完了時	
	トンネル覆工	出来形	ロックボルト挿入時	延長50m未満（鉄筋及び埋め込まれる支保材料の組立完了後）
	アンカー工	〃	アンカー材挿入時	
	舗装工	〃	基層完了時	二層仕上の場合

（注）確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

7 安全管理

- 1 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。
- 2 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。
- 3 受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員1名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) この工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) この工事における災害対策訓練
- (5) この工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく1回、及びその後6ヶ月に1回の避難訓練を実施するものとする。

5 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

6 安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

7 安全のための適切な臨機の措置

- (1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
- (3) 異常箇所(point)の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8 施工条件明示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので留意すること。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、乙（受注者）は、遅滞なく甲（発注者）の確認を求めること。

明示項目	明示事項	制約条件等
I 工程	1 関連する別途発注工事あり ア 工事名：（ ） イ 入札予定：（ ） ウ 制約工種：（ ） エ 施工可能工種：（ ） オ その他：（ ）	
	2 他機関協議による工程条件あり ア 工種：（ ） イ 期間：（ ）年（ ）月～（ ）年（ ）月 ウ 協議機関名：（ ） エ 協議内容：（ ）	
	3 その他条件（工事時間帯は朝市の営業時間帯を避けることとする。）	
II 用地	1 補償物件撤去まで着工制限あり 対象物件：建物（ ）撤去予定（ ）年（ ）月 ：工作物（ ）撤去予定（ ）年（ ）月 ：立木（ ）伐採予定（ ）年（ ）月 ：その他（ ）撤去予定（ ）年（ ）月	ア 着工予定（ ）年（ ）月 イ 区間（No. ～ No. ）
	2 その他条件（ ）	
III 公害対策	1 施工法の制限あり（条件及び位置については別紙及び位置図参照） ○ア 騒音 ○イ 振動 ○ウ 水質 ○エ 大気 ○オ その他（ ） 必要対策：工場（ ） 井戸等（ ） ：学校（ ） その他（ ） ：病院（ ）	
	2 その他条件（ ）	
IV 安全対策	1 鉄道等の近接作業制限あり	ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり ウ 列車見張員（配置人員：1日（ ）名、延べ（ ）名）
	2 発破作業制限あり	ア 防護工指定あり イ 作業時間制限あり
	3 交通整理員	配置：交通誘導警備員A 1日（ ）名、延べ（ ）名 人員：交通誘導警備員B 1日（ ）名、延べ（ ）名
	※上記交通誘導警備員Aについては、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合の交通誘導検定警備員である。	
	4 土石流発生のおそれがある 溪流あり	ア 監視体制の強化が必要 イ その他（ ）
	5 夜間作業あり（ ）	
6 その他条件（ ）		
V 工事用道路	1 一般道路（搬入路）の使用 制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は 共通仕様書1-1-1-33による。	ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 W= m (最低総幅員)
	4 その他条件（ ）	

VI 仮 設 備	1	仮設構造物の転用 ()		
	2	仮設構造物の兼用 ()		
	3	その他条件 ()		
VII 残土、補足土 産業廃棄物等	1	残 土	ア 工事名 () イ 場 所 () ウ 引渡し条件 ()	
		2	補足土	ア 工事名 () イ 場 所 () ウ 引渡し条件 ()
			3	産業廃棄物
	4	その他条件 ()		
VIII 工事支障物件	1	占用支障物件		
		ア 電気 (電柱、支線、架空線)	移転日 (月 日)	
イ 電話 (地下、電柱、架空線)		移転日 (月 日)		
ウ 水道 (本管、給水管)		移転日 (月 日)		
エ ガス (本管、引込管)		移転日 (月 日)		
オ その他 ()	移転日 (月 日)			
	2	その他条件 ()		
IX イメージ アップ (5内容) ・率計上分	1	仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減	
		2	安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) イ 盗難防止対策 (警報機等) ウ 避暑・防寒対策
		3	営繕関係	ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舍の快適化 ウ デザインボックス (交通誘導警備員待機室) エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
		4	地域とのコミュニケーション	ア 完成予想図 イ 工法説明図 ウ 工事工程表 エ デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) オ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) カ 見学所 (インフォメーションセンター) の設置 及び管理運営 キ パンフレット・工法説明ビデオ ク 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) ケ 社会貢献
X そ の 他	1	現場発生材あり	品名・納入場所 ()	
	2	支給材あり	品名・納入場所 ()	
	3	工事の使用材料は、石川県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。		
	4	工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。 県外産を使用する場合は「様式25-2 県内産品の不採用調書」を提出すること。		
	5	施工地域・工事場所区分	ア 市街地 (鋼橋架設、電線共同溝、道路維持、舗装、橋梁保全) イ 一般交通影響有 (2車線以上かつ交通量5000台/日以上) ウ 一般交通影響有 (イ以外、常時全面通行止めを含む) エ 市街地 (ア以外の工種) オ 山間僻地及び離島	
		6	設計図書の照査	土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)に基づき実施し、照査項目チェックリストを提出すること。
		7	品質証明の対象工事 (共通仕様書第3編3-1-1-6)	
	8	その他条件 ()		

9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実施書 （共通仕様書1-1-1-18）

- 1 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。
 - （1）土砂の搬入量が100m³以上の工事。
 - （2）砕石の搬入量が250 t 以上の工事。
 - （3）加熱アスファルト混合物の搬入量が100 t 以上の工事。

- 2 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用促進実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。
 - （1）建設発生土の搬出量が100m³以上の工事。
 - （2）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の重量が100 t 以上の工事。
 - （3）その他、建設リサイクル法の対象となる工事

- 3 上記2の「再生資材利用促進実施書」をもって、建設リサイクル法第18条の発注者への報告を兼ねるものとする。

※計画書及び実施書は電子データとともに提出するものとする。

10 使用機械

1. 本工事において、工事の施工にあたり石川県土木工事共通仕様書1-1-1-31第6項の表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 表1-1-1）	
機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの又は排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

2. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等
- 1) 施工計画書への記載
 施工計画書の指定機械項目に
 ①機械名、 ②メーカー名、 ③形式名、 ④台数等を明記すること。
 - 2) 工事写真の提出
 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型対象機械であることを確認できる工事写真（指定ラベル等）を撮影し、監督員に提出すること。

11 廃掃法による管理表（マニフェスト）制度

（共通仕様書1-1-1-18第2項）

建設副産物の適正処理を確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の処分終了票（E票）の写しを提出するものとする。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合は、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。

この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の写しを提出しなければならない。

また、最終処分終了後すみやかにE票の写しを提出しなければならない。

なお、電子マニフェストにより報告した場合は、その確認が出来る書類を提出するものとする。

1 対象となる廃棄物

- (1) 燃え殻
- (2) 汚泥
- (3) 廃油
- (4) 廃酸
- (5) 廃アルカリ
- (6) 廃プラスチック類
- (7) 紙くず
- (8) 木くず
- (9) 繊維くず
- (10) 動植物性残渣
- (11) ゴムくず
- (12) 金属くず
- (13) ガラス及び陶磁器くず
- (14) 鉱さい
- (15) がれき類
- (16) 動物のふん尿
- (17) 動物の死体
- (18) ばいじん
- (19) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(18)に該当しないもの